\exists

5

の

お

知

5

世

0

3

いずみ聖地公園

各自で 墓地内の清掃は

ので、墓地内の清掃は各自で行う 場・緑地など)を管理するためのも 賄われています。 しかし、この管 の使用を許可された人の管理料で とになります。 理料は公共部分、広場・道路・駐車 ことになっています。 清掃をせず、 早だらけにしていると、 隣接する **霊地使用者に大変迷惑を掛けるこ** 霊園内施設の維持管理は、

りますので、管理組合事務所(なる が墓地の清掃を代行する制度もあ 取れないという人には、管理組合 2292)へ申し込んでくださ 思うように墓地の管理の時間が

料

を経過したとき	○使用者が住所不明となって7年	いとき	○使用者が死亡し、承継者がいな	で、ご注意くださり。	許可を取り消すことがありますの	次に該当するような場合、使用
	코	場	・和	室(の使	用米

○3年間管理料を納めないとき (外柵)を設置しないとき 普通墓地使用者が、許可を受け た日から2年を経過しても囲障

変更手続きを忘れずに

してください。 った場合は、③日以内に手続きを 更(住所・本籍・保証人など)があ 墨地使用許可書の記載内容に変

ずにお願いします。 とになりますので、手続きを忘れ 付書などの重要書類が届かないこ 特に住所変更があった場合、納

式場の利用について

出しをしています。また、飲み物 和室があり、それぞれ有料で貸し や仕出しの注文も事務室で受け付 **霊園内の管理事務所には式場と**

利用料 4時間まで1時間2,415円 超えると 1時間1,050円

許可の取り消しも

4時間まで1時間1,050円 所得によって 5段階介護保険料は

分かれています(下表参照)。 所得の状況などに応じて5段階に 保険料の納め方には、年金から 65歳以上の人が納める保険料は、

和室

けています。 法要にご利用ください。 料金は左上表のとおりです。 納骨式・回忌などの

の天引き(特別徴収)と納付書によ

(**☎**36 2292)√° は、いずみ聖地公園管理組合 境衛生課(☎20 1531)また 霊園に関する問い合わせは、

介護保険料

65 介護保険料 歳以上の 人の

以上の人が払う保険料で賄われま **り9割は公費(国・県・市)と**4歳 ビスを利用しています。 ちのおよそ1割が、介護保険サー (平成7年4月末現在)で、 そのう の第一号被保険者は13、709人 その費用は、利用者が1割、 本市では、8歳以上の介護保険

65歳以上の人の介護保険料				
区分	対象者	保険料年額		
第1段階	老齢福祉年金受給者で市民税 世帯非課税者・生活保護法の 被保護者	17,500円		
第2段階	市民税世帯非課税者	26,200円		
第3段階	市民税本人非課税者	35,000円		
第4段階	市民税課税者 (合計所得200万円未満)	43,700円		
第5段階	市民税課税者 (合計所得200万円以上)	52,500円		

意識調査にご協力を の見直しにあたり、 市民の意見 反映させるため、意識調査を実施します。 は無作為抽出の40歳以上の人で、 今月中旬から順次調査票が郵送されます ご協力をお願いします。

くわしくは高齢者福祉課(☎20-1537)

あります。 る個別納付(普通徴収)の2種類が 特別徴収…年額8万円以上の老 |通徴収::年金額が年額18万円未 が対象。8月上旬に、介護保険料 なったり転入した人などが対象 齢・退職年金を受給している人 この「納付書」で納付。 納付を。口座振替以外の人は 7月中旬に送付する「納付書」で 障害年金、年度の途中で55歳に 満、受給している年金が遺族 額決定通知書」を送付。 収猶予や減額・免除を受けられる 納付に困ったときは めに納付してください。 部が支払われないことがあります。 らに滞納が続くと、全部または一 ると9割が払い戻されますが、さ すると、利用したサービスの費用 場合があります。 を納めることが困難な場合は、 とがあります。この場合、申請す 保険料の納め忘れがある人は、早 を全額負担しなければならないこ 災害などの特別な事情で保険料 特別な事情もなく保険料を滞納

くわしくは介護保険課(☎ 1545) 20

に補助 設置費と維持管理費

/				
人槽	合併処理浄化槽	高度処理型浄化槽		
5人槽	354,000円	444,000円		
6・7人槽	411,000円	486,000円		
8~10人槽	519,000円	576,000円		
11~20人槽	981,000円	1,092,000円		
21~30人槽	1,668,000円	1,860,000円		
31~50人槽	2,238,000円	2,496,000円		

渔化槽設置費補助限度額

また、印旛沼流域に限り、

限度)を支給します。 設置に伴いトイレを水洗化した場 築・建て替えは除く)を、浄化槽の 万円を上乗せする転換補助金(新 するときは、通常の設置補助に8 水洗便所設置補助金(3万円を

は環境衛生課(公20 の限度額が違います。 金および維持管理費とも補助金 騒音地域については、

空き地の管理

所有者は うかりと管理を

おくと、ゴミの捨て場所とされた **惑をかけ、生活環境を悪化させる** また通行の障害や火災の原因とな こととなります。 たりするなど、周囲に大変な米 空き地の雑草を伸び放題にして 害虫類の発生原因となったり、

の附票、

戸籍記載事項証明書

合併処理浄化槽の設置費用の一部 またはリンを除去する高度処理型 を補助しています(左上表参照)。

設置費補助金

が正常に機能するように、 査)が義務付けられています。 維持管理(保守点検・清掃・法定検 浄化槽を設置した人は、 適切な 浄化槽

する人に、設置費用の一部を補助

市では、合併処理浄化槽を設置

しています(左表参照)。

いる人が、合併処理浄化槽へ転換

なお、単独処理浄化槽を使って

制度を設けています。補助額は人 (限度額あり)です。 掃)にかかった額の二分の一相当額 理浄化槽の維持管理(保守点検・清 喟によって異なりますが、 合併処 この維持管理費についても補助

市役所の市民課窓口

毎週火曜日は 後7時まで受け 付け

利用ください。 りですので、内容を確認のうえご 後7時まで延長(試行)しています。 く)は、市民課窓口の受付時間を欠 ただし、取り扱う業務は次のとお 毎週火曜日(祝日、年末年始は除

受給者現況届証明書 延長時間に取り扱う業務 **『項証明書、印鑑登録証明書、** 住民票の写し、住所証明、 戸籍謄本・抄本、 住民票記載 年金

来年4月 日に採用の市職 1

平成17年度の印旛郡市職員採用共同試験が次の日程で行われます。成田市 では、消防職員を次の要領で募集します。

採用予定人員

- ○消防職...10人程度
- ○消防職(救急救命士の資格を有する者)..若干名

転出・転居などの住民異動届は取

なお、

印鑑登録の申請、

【人登録原票記載事項証明表

- ○消防職…昭和52年4月2日~昭和63年4月1日生まれの人
- 消防職 救急救命士の資格を有する人)..昭和52年4月2日~昭和61年4月1日 生まれの人で、救急救命士の資格を有する人(平成18年4月末日までに資格 取得見込みの人を含む)

7月11日(月)から人事課(市役所3階)で配布(郵送を希望する場合は、封筒 の表に「採用試験申込書請求」と朱書し、120円切手を張ったA4サイズの返信 用封筒を同封して請求)

申込方法 申込書と受験票を直接または郵送で人事課へ

受付期間

8月1日(月)から8月12日(金)まで

(それぞれ月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで。郵送の場合は、受 付最終日の消印のあるものまで有効)

試験日および会場

9月18日(日)佐倉市立佐倉中学校

他市町村を希望する人は、直接希望市町村にお問い合わせください。くわ しくは人事課(☎20-1505)へ。

めてください。 などしっかりとした土地管理に努 にならないよう、早めに草を刈る 空き地の所有者は、 周囲の迷惑

と燃料は個人負担です)で貸し出し ていますので、 ご利用ください

なお、市では草刈機を無料(刈川

1532) くわしくは環境対策課 ☎ 20

> 限り ある水を

もっと大切に

限りある貴重な資源です。 季節になりました。 しかし、水は 夏を迎え、水の使用量が増える 水を上

り扱いませんのでご注意ください。

25) くわしくは市民課(7 20

15 手に使い、節水に心掛けましょう が節水につながります。 洗濯や庭のまき水は、ふろの残 一人ひとりのちょっとした工夫

歯磨さはコップを使って

り湯で

- 洗顔は水をためて
- 洗車はバケツ洗いで 食器洗いは水をためて

くわしくは市水道部業務課(0269)

22

0

3

0

 \neg

5

0

○薬剤の散布時間は、一部通勤・ けしますが、次のことに注意して でお知らせします。ご迷惑をお掛 生じた場合は、防災行政無線など ○洗濯物や寝具などは外に干さな します。また、 ください るべく避けるなど薬剤がかから 内の水田周辺の通行、駐車をな いようにし、小動物のかごなど ないように注意してください 通学時間帯に重なるため、区域 日程などに変更が

もので、住民の皆さんのご理解 ることは、公共下水道が完成した 活環境の改善を達成しようという こ協力をお願いしているところで ことによって1日も早く地域の生 イレの水洗化改造の義務付けをす このように排水設備の設置やト

○散布薬剤は殺菌剤で、

人体に対

して毒性の低いものを使用しま

にはカバー をするなどしてくだ

公示後1年以内の工事で に処せられます。

553) くわしくは下水道課(**7** 20

期日

7月12日(火)

7月13日(水)

7月20日(水)

年

以内に!

イレの水洗化は

公共下水道への接続

公共下水道の利用ができるよう

(第1条の3)で義務付けられてい 水道に直接流すことができる水洗 ら使用している浄化槽トイレやく りません(下水道法第10条)。 めの排水設備を設置しなければな 早く台所や風呂、洗濯などの汚水、 使用者または占有者は、なるべく ます。処理区域内の土地所有者 み取り便所を、3年以内に公共下 になると、皆さんの家庭で以前か 羅排水を公共下水道に直接流すた トイレに改造することが下水道法

25、000円)の改造資金補助金 年を超え3年以内の工事であれば あれば、 をしています。 を助成、または融資のあっせんお よび利子補給(借入額3万円限度 30、000円、公示後1

薬剤散布の期日と区域

散布区域

中郷、久住 芝・大室・小

泉)豊住、遠山、八生/上 福田・下福田の一部)

公津、八生、久住 磯部・

幡谷・飯岡・荒海・水掛)

八生(上福田・松崎・米野

・大竹) 中郷(赤荻)

4 1)

くわしくは農政課(☎20

15

1)へ相談してください

成田赤十字病院(422

231

散布方法

ヘリコプタ-

ヽリコプター

ヘリコプター

ラジコン

ください。心配なときは、健康

増進課(な27 1111)または

は、うがいや水で洗い落として すが、万一薬剤がかかったとき

ペットボトルの 回収にご協力を







ペットボトルは各地域リ サイクル団体およびペッ トボトル店頭回収協力店 くわしくはクリーン 推進課(20-1530)へ

7月の水道水の排水作業日程

水道部では水質維持のため、次のとおり水道水の排水作業を行います。 予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますのでご了承ください。 なお、受水槽を使用している場合は、万一に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定場所	予定時間
7月11日(月)	並木町(大久保台・野沢台・成瀬台・ウルシ台)地区	左44.00±
7月12日(火)	並木町(沢山・日本松・不動作)地区	午後10時 「
7月13日(水)	囲護台、飯田町地区	, 午前4時
7月14日(木)	宗吾、江弁須、大袋地区	טאדנים ו

くわしくは市水道部工務課(☎22-0269)へ

農地違反転用防止対策強化特別月間

許可や届け出が必要です 農地転用には

7月1日から9月3日は

ださい。 出が必要となりますのでご注意く 反転用防止対策強化特別月間です。 次の場合は、転用の許可や届け

○農地を宅地、駐車場、 域は届け出) 場などに転用する場合(市街化区 資材置き

どの文書勧告を行います。 会が工事の中止、農地への復元な これに従わない場合は3年以下の **脳役または300万円以下の罰金 農地を盛り土・埋め立てをする** なお、違反者には県と農業委員 場合(一時転用) また、

1573) くわしくは農業委員会(☎ 20

お 知

5

世

心の健康、応援します

困りごと・悩みごと相談室

一人で悩んでいないで相談してみませんか?

毎日の生活の中で、疑問に思っていること、だれかに相談したい と思っていることはありませんか。市などでは、そんなあなたの要 望に応え、各種相談を行います。相談は無料で秘密は厳守されま す。この機会に日ごろ感じている疑問や悩みを解消してみてはいか がですか。

	相	談日			
相 談 名	期日	時間	場所	問い合わせ先	
市民相談	月~金曜日	8:30~17:00	市役所2階相談室		
市民生活相談 家事・民事)	月·木曜日	9:00~16:00	"		
法律相談 予約制) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00~16:00	11	市民支援課市民相談室 ☎20-1507 相談日が祝日と重なる 場合はお問い合わせく ださい。	
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	26日(火)	10:00~15:00	市役所2階201会議室		
不動産相談	19日(火)	10:00~12:00	"		
税務相談	19日(火)	10:00~15:00	市役所2階相談室		
外国人相談 英語・中国語・ スペイン語・ポルトガル語)	14日(木)・28日(木)	13:00~16:00	市役所2階201会議室		
市民よろず相談	16日(土)	13:00~16:00	中央公民館	県行政書士会印旛支部 作田義美さん☎23-3286	
女性就業(内職)相談 (来所前に要電話)	水・金曜日	10:00~16:00	市役所2階 女性就業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2724	
高齢者職業相談	月~金曜日	8:30~17:00	市役所2階 高齢者職業相談室	商工観光課 22-1111 内線2725	
パートタイマー職業相談	月~金曜日	8:30~17:00	パートサテライト (商工会館1階)	パートサテライト ☎22-8281	
消費生活相談	月~金曜日	10:00~16:00	消費生活センター (市役所2階)	消費生活センター ☎23-1161	
商工業者法律相談(予約制)	12日(火)	10:00~12:00	商工会館2階相談室	商工会議所☎22-2101	
年金相談	水曜日	10:00~15:00	市役所1階相談室	保険年金課☎20-1526	
交通事故相談	5日(火)	10:00~15:00	市役所4階402会議室	交通防犯課☎20-1527	
心配ごと相談	木曜日	10:00~15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会☎27-7755	
酒害相談	7日(木)・21日(木)	9:00~12:00	"	ıı .	
家庭児童相談	月~金曜日	9:00~16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課 20-1538	
戦没者遺族相談	25日(月)	10:00~15:00	市役所1階相談室	社会福祉課☎20-1536	
健康体力相談	5日(火)	9:00~12:00	市体育館	市体育館☎26-7251	
就学相談 予約制)	月・火・木曜日	9:00~17:00	市役所5階会議室	教育指導課☎20-1582	
教育相談 予約制)	火曜日	9:00~16:00	成田市教育センター	成田市教育センター ☎20-2922	
教育相談 不登校相談も)	月~金曜日	9:00~16:00	成田市ふれあいルーム21	教育相談室☎20-1414	
巡回子ども相談 予約制)	8日(金)	10:00~15:00	子ども館相談室	県中央児童相談所 ☎043-253-4101	